



県外からのU・Iターン就職者に 最大100万円※を支給します！

※ 二人以上の世帯の場合。単身の場合は50万円



令和2年4月1日より、本市への移住を促進し、中小企業等の人手不足を解消することを目的とした、移住支援金の新制度が始まりました。

福井県外から就職を伴う移住をされた方を対象とする制度です。

移住支援金対象者

年齢	● <u>45歳未満(令和2年4月1日時点)</u>
移住元	● <u>住民票を移す直前に、5年以上連続して福井県外に居住していたこと</u>
移住先	● <u>令和2年4月1日以降に敦賀市へ転入したこと</u> ● <u>移住支援金の申請時に転入後3か月以上1年以内であること</u> ● <u>移住から5年以上継続して敦賀市に居住する意思があること</u>

支給額

単身	<p>最大50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本額 30万円 ● 加算額 下記の要件一つにつき10万円(最大2件) <ul style="list-style-type: none"> ① 19歳 ~ 29歳 ② 関西圏、中京圏からの移住 ③ 親族との同居
世帯	<p>最大100万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本額 60万円 ● 加算額 下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 関西圏、中京圏からの移住 10万円 ② 未就学児1人につき20万円

<関西圏>
大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県

<中京圏>
愛知県、岐阜県、三重県



● 申請方法など、詳しくは以下へお問い合わせください。



問合せ先 敦賀市役所企画政策部ふるさと創生課
☎: 0770-22-8111 ✉: sousei@ton21.ne.jp